

令和7年9月9日

富良野市議会議長 渋谷正文様

市民福祉委員長 佐藤秀靖

## 委員会事務調査報告書

令和7年第2回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

### 記

#### 1. 調査案件

調査第2号 ふれあいセンターの利用の検証と今後の在り方について

#### 2. 調査の経過及び結果

別紙のとおり

＝別紙＝

## 調査第2号

### ふれあいセンターの利用の検証と今後の在り方について

市民福祉委員会より、令和7年第2回定例会で許可を得た、事務調査第2号「ふれあいセンターの利用の検証と今後の在り方について」の調査の経過と結果について報告する。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、ふれあいセンターの施設及び公益社団法人富良野市シルバー人材センター（以下、シルバー人材センター）の指定管理状況について現状を把握した。合わせて、ふれあいセンターを現地視察し、指定管理先であるシルバー人材センターより施設の概要及び利用状況等の説明を受け、ふれあいセンターの利用の検証と今後の在り方について調査を進めてきたところである。

本施設は、平成28年度に旧老人福祉センターと旧勤労青少年ホームが統合される形でふれあいセンターに改称されている。令和2年度から保健福祉部の所管となり、令和4年度からは指定管理者制度により運営されている。

前身となる旧老人福祉センターは、昭和56年に市内の高齢者が一堂に会して楽しめる公共の場として開館した。それまで、市内には公立の高齢者専用の集会施設がなかったため、非常に喜ばれ、「知恵と体験の活用場に」と単に高齢者のみの交流の場に終わらせることなく、先人たちの生きた体験を子や孫へ伝える場として活用されてきた。また、旧勤労青少年ホームは、勤労青少年の充実した余暇活動を支援する拠点施設として、昭和58年老人福祉センターの隣に開館した。市内の若者が集う場としてだけでなく、各種講座を通じて教養、趣味、知識を高め合う場として、その役割を果たしてきた。

富良野市ふれあいセンター設置条例の第1条にあるように、本施設は富良野市内に居住または働く勤労者と高齢者の福祉増進、就労支援、生きがいづくり、健康づくり及び介護予防に係る取組の支援をし、心身状態の維持向上、社会的孤立の解消、並びに要介護状態となることを予防し、健康で明るい生活を営むことを目的として設置されている施設である。

本施設の設備としては、老人福祉施設側は、1階に事務室、健康相談室、生活相談室、教養娯楽室、陶芸室、木工室等があり、2階に集会室、図書室、機能回復訓練室、栄養指導室等がある。勤労者施設側は、1階に事務室、相談室、講習室、軽運動室等があり、2階に集会室、音楽室、労働相談室等がある。

本施設の利用状況としては、高齢者サークルの利用が最も多く、次いで勤労者サークル、生きがい教室と続いている。また、令和6年度より運転免許更新時講

習の会場となったこともあり、年間の延利用者数は1万5千人を超え、年々利用が増えている状況である。

本施設は、令和4年度より指定管理者制度を活用した施設となっており、公募によりシルバー人材センターが令和8年度までの5年間、管理運営を行うこととなっている。シルバー人材センターのノウハウを生かして、高齢者団体やサークル団体との連携協力をはじめ、高齢者の就労等の相談窓口も設置しているほか、各種サークル活動などへの支援や、自主事業などに幅広く取り組むなど、利用者の目線に近い事業運営が図られている状況であり、その努力と工夫は評価すべきであるとの意見が出されたところである。

このような現状などを確認しながら委員会内で議論した過程では、本施設はシルバー人材センターによる自主事業や高齢者サークル等での利用、また運転免許更新時講習等の様々な催し等により利用者が増えている状況にあり、駐車場が手狭であるという課題が顕在化してきているため、駐車場整備の必要性が指摘された。

本施設の設備については、シルバー人材センターの事業報告及び利用者アンケートによると、要望として多いのがトイレの改修・洋式化、次いで空調設備（エアコン）の整備である。トイレの改修については、令和7年度事業で予算化され改善の見通しであるが、空調設備についても高齢者等の健康管理のために整備は必要であり、本施設の修繕等を行う上では、福祉避難所に指定されていることを踏まえる必要があるとの意見で一致した。

また、勤労者施設側の利用を増やすために、外国人材のための講座開催、開館日の工夫、ホームページの周知方法等の工夫により、市民がより気軽に集える場となるような方策についても意見が出された。

さらに、本施設には栄養指導室、いわゆる調理室が備わっていることから、この栄養指導室を活用し高齢者福祉の増進に繋げる取組ができないかとの意見が挙げられた。高齢者の低栄養傾向に対する栄養指導やフレイル予防は心身状態の維持向上のために重要とされており、生きがいつくりや居場所づくり、社会参加を促す取組を推進するためにも、本施設の栄養指導室を有効に活用すべきとの意見が出された。

これらを踏まえ、本委員会ですらなる議論を重ね、次の3点について意見の一致を見た次第である。

## 記

### 1. 設備更新について

ふれあいセンターは老人福祉施設・勤労者施設共に建設から40年以上経過し大規模改修が必要となる時期となっていることから、長期的な視点にたった修繕計画等を策定する必要がある。

また、利用者の利便性を考慮した駐車場及び空調設備の整備が必要である。

なお、計画等の策定にあたっては、ふれあいセンターが福祉避難所に指定されていることを十分に考慮すべきである。

### 2. 利用促進について

富良野市ふれあいセンター設置条例第1条に基づき、富良野市内に居住又は働く勤労者と高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、外国人材をはじめ多文化共生のための講座の開催や、外国人や子ども達と高齢者との交流により、遊びや文化、習慣を教える仕組みづくりなど、既存の取組のみならず積極的に新たな取組に挑戦して利用促進に繋げるべきである。

### 3. 健康増進の一端を担う施設としての利活用について

本施設は高齢者が多く利用する施設であることから、栄養指導室を活用した高齢者向けの栄養料理教室や栄養教養講座の開催等を通じて、高齢者の福祉増進及び介護予防に資する取組を強化するなど、健康増進の一端を担う施設として積極的な利活用に取り組むべきである。